

◇大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 固定資産税の減免措置の適用期間を改めることにしました。
- 2 個人の市民税について、寄附金税額控除に係る様式等を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和9年1月1日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)